

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市温泉利用健康増進事業
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	市の温泉施設等を会場にして市民の健康増進に資するイベントが実施された際、実施団体が支払う会場使用料を無料にし、参加者の入浴料を半額に割引する。会場を提供する事業者が割引した入浴料金、会場使用料および自らが実施主体となったイベントの経費に対し、市が補助金を交付する。
補助事業者	
補助対象経費	① 賃金、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料 ② 会場使用料 ③ 入浴料金の半額
類似補助の有無	無 ○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	① 補助事業者主催の健康増進に資する事業における補助対象経費の2分の1 ② 健康増進に資する事業を実施する団体の会場使用料を無料にした場合、会場を無料で提供した日数×20,000円 ③ 健康増進に資する事業の参加者のうち入浴した人数×入浴料金の2分の1 補助額＝①＋②＋③ 上限額＝1施設につき500万円 ○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	1/2（会場使用料は定額） ○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 会場使用料を無料にすることで積極的な健康増進につなげるため
数値目標等	B 数値化不可 健康増進に資するイベント開催件数および参加者数 （R3目標：3施設延べ合計330回、3,300人） ○目標に対する費用対効果（計算式） ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 イベントによる健康増進の効果を直接計ることができないため
補助制度開始	令和3年4月1日
見直し時期	令和5年9月30日
補助終期	令和6年3月31日 ○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 対象者に直接案内するほか、市報やHP、SNSを通じて周知する
事業担当 （担当部署）	市民生活課 温泉施設係
（電話番号）	0259-63-3115